

項目	説明
環境アセスメント	開発事業を行うにあたり、その事業が環境へ及ぼす影響について把握（調査、予測、評価）し、その結果を事業に反映する手順（合意形成を図る手順）をルール化したものです。このルールのもとで、関係者間で情報交流が行われ、さまざまな意見が事業へ反映されます。
環境アセスメントはいつから	環境アセスメントは、1969年にアメリカにおいて世界で初めて制度化され、日本では、1972年に公共事業に導入されました。その後、国においては閣議決定に基づいて、地方公共団体においては条例や要綱に基づいて実施されてきました。1997年には環境影響評価法が成立しています。
環境影響評価法の目的	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることが目的とされています。地方公共団体においても考え方は同じで、より地方の実情に応じたものとなっています。
環境アセスメントの対象事業	道路、河川・ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立・干拓、新住宅市街開発、新都市基盤整備、造成、港湾計画などが環境影響評価法の対象事業となっています。環境影響評価法では、これらの事業が、規模の大きさによって、必ず環境アセスメントを行う第一種事業、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する第二種事業に分類されます。条例では、そこで対象外となった事業でも、地域の実情に応じて事業規模により、環境アセスメントの義務付けがなされます。
環境アセスメントにおける調査項目	調査対象となる環境要素は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形・地質、地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスなどが主なものです。地方公共団体によっては安全性や低周波音などの項目が含まれることもあります。
戦略的アセスメント	通常のアセスメントは、個別事業の実施段階（事業が具体的にになった段階）で実施しますが、戦略的アセスメントは、政策段階や上位計画段階（事業の位置・規模等の検討段階）で実施します。この段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の比較・検討をすることで、重大な環境影響を事前に回避、低減することを目指しています。
環境基準	<p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。このため、環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。</p> <p>現在、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染に係る環境基準</li> <li>・騒音に係る環境基準</li> <li>・航空機騒音に係る環境基準</li> <li>・新幹線鉄道騒音に係る環境基準</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準</li> <li>・土壌の汚染に係る環境基準</li> <li>・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準</li> </ul> <p>が定められています。</p>

項目	説明
環境アセスメントの主な流れ	<p>主な流れは、概ね以下のようになります。</p> <pre> 配慮書の作成   ↓ ←意見 対象事業に係る計画策定   ↓ (スクリーニング)   ↓ 方法書の作成   ↓ 説明会   ↓ ←意見 アセスメント（調査・予測・評価）の実施   ↓ 準備書の作成   ↓ 説明会   ↓ ←意見 評価書の作成   ↓ ←意見 補正評価書の作成   ↓ 許認可等での審査   ↓ 事業の実施   ↓ 工事中・供用後の事後調査（モニタリング）   ↓ 報告書の作成 </pre>
規制基準	<p>法律または条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準（具体的に公害等の発生源を規制する基準）です。工場等はこの基準を守る義務が課せられています。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語で用いられています。</p>

項目	説明
土壌汚染	土壌は、人間を含んだ生き物が生きていく上で、なくてはならないもので、地中にいる生き物が生活する場でもあり、農作物は土壌に含まれる水分や養分によって育ちます。このような土壌が、人間にとって有害な物質によって汚染された状態を土壌汚染といいます。原因としては、工場等の操業に伴って発生した有害な物質の不適切な取り扱いや、それらの物資の地下への浸透などが考えられます。土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけでなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。
土壌汚染対策の取り組み	土壌汚染対策は、人の健康被害を防止する目的で作られた「土壌汚染対策法」に基づいて、実施されます。この法律では、土壌溶出量基準／土壌含有量基準を超える有害物質がある場合には規制されます。健康被害の恐れがある場合には要措置区域に、健康被害の恐れがない場合には形質変更時要届出地域に指定されます。要措置区域では、“封じ込め”（土壌汚染の摂取経路を「きれいな土」や「コンクリート等」により物理的に遮断する対策）や、“土壌汚染の除去”（汚染された土壌を浄化や除去する対策）が取られることとなります。
パリ協定	平成27年12月にフランスで行われた国連気候変動枠組み条約締約国会議（C O P 2 1）で採択された新しい地球温暖化対策の国際ルールがパリ協定です。今世紀後半に世界全体で温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標にしています。全ての国が削減目標を自主的に作って、達成に向けた国内対策を取ることが義務づけられました。
低周波音	一般に、人では20Hz～20kHzの周波数の音が聞こえるといわれています。この周波数の範囲を可聴域と言います。低周波音とは、1Hz～80Hzの周波数帯の音のことで、聞こえないものも含んでいます。このうち、1Hz～20Hzの音を超低周波音と呼ぶことがあります。低周波音は、火山の爆発等の自然現象、橋梁等の大型構造物の振動、振動篩、大型ファン、ディーゼルエンジン、ボイラー、コンプレッサー送風機、ダム放水、風力発電施設等から発生すると言われていています。高速走行する鉄道のトンネルへの入出の際にも発生します。建具のがたつきや、不快感・圧迫感を引き起こすことがあります。